(e)　当該締約国が、当該船舶がＩＵＵ漁業又はこれを補助する漁獲関連活動（第九条4に規定する船舶を補助するものを含む。）にその他の形態により従事したと信ずるに足りる合理的な根拠がある場合。ただし、当該船舶が次のいずれかを証明することができる場合を除く。

(i)　当該船舶が関連する保存管理措置に合致する態様により行動していたこと。

(ii)　海上において人員、燃料、漁具及び他の物品を提供した場合に、その提供を受けた船舶が提供を受けた時に第九条4に規定する船舶でなかったこと。

2　締約国は、1の規定にかかわらず、1に規定する船舶に対して次の港湾サービスの使用を拒否してはならない。

(a)　乗組員の安全若しくは健康又は船舶の安全に不可欠な港湾サービス。ただし、必要性が正当に証明される場合に限る。

(b)　適当な場合には、船舶の解撤のための港湾サービス

3　締約国は、この条の規定に従って自国の港の使用を拒否した場合には、旗国並びに適当なときは、関係する沿岸国、地域的な漁業管理のための機関及び他の関連する国際機関に対し、自国の決定を速やかに通報する。

4　締約国は、1の規定に従い船舶に対して自国の港の使用を拒否した場合において、港の使用を拒否した根拠が不十分な若しくは誤ったものであることについての十分な証拠があるとき、又は当該根拠がもはや妥当しないことについての十分な証拠があるときに限り、その拒否を撤回する。

5　締約国は、4の規定に従って拒否を撤回した場合には、3の規定に従って通報した国及び機関に対し、速やかに通報する。

第四部　検査及び事後の措置

第十二条　検査の水準及び優先事項

1　各締約国は、この協定の目的を達成する上で十分な年間の検査水準に達するために必要とされる数の自国の港にある船舶を検査する。

2　締約国は、適当な場合には、地域的な漁業管理のための機関、ＦＡＯ又は他の機関若しくは枠組みを通じて、船舶の検査のための最低限度の水準について合意するよう努める。

3　締約国は、検査する船舶を決定するに当たり、次の船舶を優先する。

(a)　この協定に従って入港又は港の使用を拒否されたことがある船舶

(b)　他の関係する締約国、国又は地域的な漁業管理のための機関からの検査の要請があった特定の船舶（特に、当該船舶がＩＵＵ漁業又はこれを補助する漁獲関連活動に従事したことの証拠によって当該要請が裏付けられる場合）

(c)　ＩＵＵ漁業又はこれを補助する漁獲関連活動に従事したことがあると疑うに足りる明白な根拠があるその他の船舶

第十三条　検査の実施

1　各締約国は、最低限度の基準として自国の検査官が附属書Ｂに定める任務を遂行することを確保する。

2　各締約国は、自国の港において検査を実施するに当たり、次のことを行う。

(a)　特に第十七条の規定を考慮した上で、検査がその目的のための権限を与えられた適当な資格を有する検査官によって実施されることを確保すること。

(b)　検査を実施する前に、検査官が船舶の船長に対し自らの身分を証明する適切な書類を提示することを確保すること。

(c)　船舶の全ての関連する場所、船内の魚類、漁網その他の漁具、機材並びに関連する保存管理措置の遵守の検証に関連する船内の書類及び記録を検査官が検査することを確保すること。

(d)　全ての必要な支援及び情報を検査官に提供すること並びに必要とされる関連する資料及び書類又はそれらの証明された謄本を提示することを船舶の船長に要求すること。

(e)　船舶の旗国との間に適当な取決めがある場合には、検査に参加するよう当該旗国を招請すること。

(f)　支障及び不便（船内における検査官の不必要な立会いを含む。）を最小にして船舶の活動を不当に遅延させることを避けるため、並びに船内の魚類の品質に悪影響を与えるような行動を避けるため、あらゆる可能な努力を払うこと。

(g)　船舶の船長又は上級の乗組員との意思疎通を容易にするため、あらゆる可能な努力を払うこと（可能な場合において、必要なときは、検査官が通訳を伴うことを含む。）。

(h)　検査が、公正で透明性のある、かつ、差別的でない態様で実施されること及び船舶に対する不当な妨げとならないことを確保すること。

(i)　国際法に従い、船長が旗国の当局と連絡を取ることを妨げないこと。

第十四条　検査の結果

各締約国は、最低限度の基準として、各検査の結果の書面による報告に附属書Ｃに定める情報を含める。

第十五条　検査の結果の送付

各締約国は、各検査の結果をその検査を受けた船舶の旗国並びに適当な場合には次の国及び機関に送付する。

(a)　関係する締約国及び国（次の国を含む。）

(i)　検査の結果、その管轄の下にある水域内でＩＵＵ漁業又はこれを補助する漁獲関連活動に当該船舶が従事したことの証拠がある国

(ii)　当該船舶の船長が自国民である国

(b)　関連する地域的な漁業管理のための機関

(c)　ＦＡＯ及び他の関連する国際機関

第十六条　情報の電子的な交換

1　各締約国は、この協定の実施を促進するため、秘密の取扱いに係る適切な要件を十分に考慮した上で、可能な場合には、情報の直接的で電子的な交換を認める連絡の仕組みを設置する。

2　締約国は、可能な限り、かつ、秘密の取扱いに係る適切な要件を十分に考慮した上で、他の関連する多数国間及び政府間の取組と連携して情報の共有のための仕組み（望ましくはＦＡＯが調整するもの）を設置するため、並びにこの協定に関連する既存のデータベースとの情報の交換を促進するために協力すべきである。

3　各締約国は、この協定に基づく情報の交換のための連絡部局として活動する当局を指定する。各締約国は、その指定をＦＡＯに通報する。

4　各締約国は、附属書Ｄの規定に合致するように、1の規定に基づき設置された仕組みを通じて送付される情報を取り扱う。

5　ＦＡＯは、2に規定する情報の共有のための仕組みに統合するために、関連する地域的な漁業管理のための機関に対し、当該機関が採択し、及び実施したこの協定に関連する措置又は決定に関する情報を可能な限り、かつ、秘密の取扱いに係る適切な要件を十分に考慮した上で提供するよう要請する。

第十七条　検査官の訓練

各締約国は、附属書Ｅに定める検査官の訓練のための指針を考慮した上で、検査官を適切に訓練することを確保する。締約国は、この点について協力するよう努める。

第十八条　検査の後の寄港国の措置

1　検査を行った締約国は、検査の後に、船舶がＩＵＵ漁業又はこれを補助する漁獲関連活動に従事したと信ずるに足りる明白な根拠がある場合には、次のことを行う。

(a)　旗国並びに適当な場合には、関係する沿岸国、地域的な漁業管理のための機関及び他の国際機関並びに当該船舶の船長が自国民である国に対し、検査結果を速やかに通報すること。

(b)　従前に陸揚げされていない魚類の陸揚げ、転載、包装及び加工のため、並びに他の港湾サービス（特に、補給（燃料補給を含む。）、保守及び入渠（きょ）を含む。）のために当該船舶が港を使用することを拒否する措置をとっていない場合には、第四条の規定を含むこの協定に合致する態様で当該船舶による港の使用を拒否すること。

2　締約国は、1の規定にかかわらず、1に規定する船舶に対し、乗組員の安全若しくは健康又は船舶の安全に不可欠な港湾サービスの使用を拒否してはならない。

3　この協定のいかなる規定も、締約国が、1及び2に定める措置に加えて、国際法に合致する措置（船舶の旗国が明示的に要請し、又は同意した措置を含む。）をとることを妨げるものではない。